

医薬発1225第3号
令和7年12月25日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

「登録販売者制度の取扱い等について」の一部改正について

登録販売者制度の取扱い等については、「登録販売者制度の取扱い等について」(令和5年3月31日付け薬生発0331第16号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「令和5年通知」という。)において示してきたところです。

今般、「規制改革実施計画」等を踏まえた申請等手続のオンライン対応について(令和7年12月12日付け医薬総発1212第1号、医薬薬審発1212第1号、医薬機審発1212第1号、医薬安発1212第1号、医薬監麻発1212第1号厚生労働省医薬局総務課長、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長、厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長、厚生労働省医薬局医薬安全対策課長、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知)が発出されたことに伴い、令和5年通知の一部を別紙のとおり改正しましたので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知をよろしくお願い申し上げます。

記

令和5年通知の一部を別添のとおり改正する。

登録販売者制度の取扱い等について 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
1. 登録販売者制度について (5) 販売従事登録（施行規則第 159 条の 7 関係） 販売従事登録の手続等については、従前のおり、次の①から④までのとおりとする。 販売従事登録の手数料については、都道府県の条例等により規定する。 ① （略） ② 販売従事登録の申請書に添付すべき書類 ①の申請書には、次のアからエまでに掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際、申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又はその都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、申請書にその旨が付記されたときは、この限りではない。 <u>二つ以上の都道府県において販売従事登録を受けようと申請した者は、当該申請を行った都道府県知事のうちいずれか一つの都道府県知事の登録のみしか受けることができないとされており、複数の都道府県における販売従事登録の回避のため、添付書類のうち、次のアは原本を回収すること。</u> アの登録販売者試験に合格したことを証明する書類とは合格通知書を指すが、いったん登録を消除した者が再度登録を行う場合には、(7) ②アの証明書や消除申請により失効済みの処理を行った販売従事登録証等をもって、合格したことを証明する書類として差し支えない。 ア 販売従事登録を受けようと申請する者(以下「申請者」	1. 登録販売者制度について (5) 販売従事登録（施行規則第 159 条の 7 関係） 販売従事登録の手続等については、従前のおり、次の①から④までのとおりとする。 販売従事登録の手数料については、都道府県の条例等により規定する。 ① （略） ② 販売従事登録の申請書に添付すべき書類 ①の申請書には、次のアからエまでに掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際、申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又はその都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、申請書にその旨が付記されたときは、この限りではない。 添付書類は<u>原本のみとする。</u> アの登録販売者試験に合格したことを証明する書類とは合格通知書を指すが、いったん登録を消除した者が再度登録を行う場合には、(7) ②アの証明書や消除申請により失効済みの処理を行った販売従事登録証等をもって、合格したことを証明する書類として差し支えない。 ア 販売従事登録を受けようと申請する者(以下「申請者」

という。)が登録販売者試験に合格したことを証する書類
イ 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書(登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書)ただし、日本国籍を有していない者については、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)又は住民票記載事項証明書(同法第 7 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項及び同法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)
ウ 申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
エ 申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写しその他薬局開設者又は医薬品の販売業者の申請者に対する使用関係を証する書類

という。)が登録販売者試験に合格したことを証する書類
イ 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書(登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書)ただし、日本国籍を有していない者については、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)又は住民票記載事項証明書(同法第 7 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項及び同法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)
ウ 申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
エ 申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写しその他薬局開設者又は医薬品の販売業者の申請者に対する使用関係を証する書類